社会保険 あいち

とじて保管しましょう

愛知牧場のヒマワリ（日進市）

《今月の主な内容》

- 子育て支援制度の各種手続き
- 負傷原因届・第三者行為による傷病届を併せてご提出ください
- コラム　～日本の健康・世界の健康～
- インターネットによる年金相談予約の開始
- 割引券・補助券・助成券　申込募集中

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。
なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No.546
2021年7月
（隔月発行）

職場内で回覧しましょう

子育て支援制度の各種手続き

● 休業期間中の保険料の免除措置

産前産後休業期間中の保険料免除

概　要

産前産後休業期間中（産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除。

届書等

「産前産後休業取得者申出書」

注意点

- 産前産後休業期間中に申出が必要。
- 役員の方も被保険者であれば申出可。

育児休業期間中の保険料免除

概　要

育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合（３歳未満の子を養育する場合）には保険料が免除。

届書等

「育児休業等取得者申出書」

注意点

- 育児休業期間中に申出が必要。
- 役員の方で育児休業制度を利用できない場合は、被保険者であっても申出不可。

● 休業期間終了後の標準報酬月額の改定

産前産後休業終了後の改定

概　要

産前産後休業の終了後に報酬が下がった場合など、終了後の３カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

届書等

「産前産後休業終了時報酬月額変更届」

注意点

産前産後休業終了日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は届出不可。

育児休業終了後の改定

概　要

育児休業の終了日に３歳未満の子を養育していて報酬が下がった場合など、終了後の３カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

届書等

「育児休業等終了時報酬月額変更届」

注意点

育児休業終了日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は届出不可。

● 標準報酬月額の特例措置［厚生年金保険のみ］

養育期間中の標準報酬月額の特例措置（みなし措置）

概　要

３歳未満の子の養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合は、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす。

届書等

「養育期間標準報酬月額特例申出書」

注意点

保険料負担、健康保険の給付は、実際の標準報酬月額にもとづいて計算。

● 保険料免除期間の変更・終了

産前産後休業期間の変更

概　要

出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出した方で、出産予定日と異なる日に出産した場合は、変更後の休業期間について保険料が免除。

届書等

「産前産後休業取得者変更（終了）届」

注意点

出産予定日に出産した場合は届出不要。

産前産後休業期間の終了

概　要

終了予定日より前に産前産後休業を終了した場合は、届出により保険料免除を終了。

届書等

「産前産後休業取得者変更（終了）届」

注意点

終了予定日に終了した場合は届出不要。

育児休業期間の終了

概　要

終了予定日より前に育児休業を終了した場合は、届出により保険料免除を終了。

届書等

「育児休業等取得者終了届」

注意点

- 終了予定日に終了した場合は届出不要。
- 育児休業から引き続いて産前産後休業を開始した場合も届出不要。

● 標準報酬月額の特例措置の終了［厚生年金保険のみ］

養育期間の標準報酬月額の特例措置の終了

概　要　３歳未満の子を養育しなくなった場合は、届出により特例措置を終了。

届書等

「養育期間標準報酬月額特例終了届」

注意点

子が３歳に達したとき、資格を喪失したとき、産前産後休業または育児休業の保険料免除を開始したときは届出不要。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧いただくか、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構　検索　https://www.nenkin.go.jp/

「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から５日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようご注意願います。

- 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。
- 届書の裏面に記載されている【記入方法】または日本年金機構のホームページの【記入例】を確認のうえ、誤りがないよう記入をお願いします。
- 日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書をご提出ください。

（令和３年４月１日以降提出分から、賞与支払届に係る総括表の添付が不要となりました。）

ケガ（負傷）をして　保険証を使う・給付金を申請するとき

負傷原因届・第三者行為による傷病届を併せてご提出ください

ケガ（負傷）をしたとき、いつも通りに病院を受診していませんか？
ケガ（負傷）の原因により、保険証を使う・給付金を申請するときの提出書類が異なります。

ケガ（負傷）をして保険証を使いたい・療養費（治療用装具）・高額療養費などの給付金を申請したい

私生活の中でのケガ

A 相手がいないケガ（負傷）
負傷原因届の提出が必要になります。

B 相手がいるケガ（負傷）
第三者行為による傷病届の提出が必要になります。

次のページへ

C 仕事中や通勤途中のケガ
例）・業務中に骨折した
・通勤中に交通事故

原則として労災保険からの給付となり、「**保険証の使用・給付金の申請**」ができません。**労働基準監督署**へご相談ください。

負傷原因届とは？

ケガ（負傷）の原因が

B の相手がいるケガ（負傷）でないか
C の仕事中や通勤途中でないか

を確認するために必要となる届です。

●いつ提出するの？

- **そのケガ（負傷）が原因による給付金を初めて申請するとき**
  コルセット等を作ったときに申請する療養費（治療用装具）
  高額な医療費がかかったときに申請する高額療養費など
- **協会けんぽからの手紙「負傷原因の照会について」が届いたとき**

●記入時の注意点

- ケガ（負傷）をした状況をなるべく詳しく、具体的に記入をお願いします。
- いつ・どこで・なにが原因でケガ（負傷）をしたのかが重要なポイントです。

第三者行為による傷病届 とは？

相手がいる状況でケガ（負傷）をして健康保険を使うとき

- ケガ(負傷)したときの状況
- 相手方(損保会社など)の情報等

} を確認するために必要となる届です。

健康保険で立て替えて支払った治療費は協会けんぽが相手側に請求することになります。

相手がいる状況でのケガ(負傷)
例）• 交通事故
• 喧嘩などによる暴行傷害
• 他人が飼っている犬に咬まれた

●提出までの流れ

1. 医療機関の窓口でケガ（負傷）の原因が、相手がいる交通事故などによるものであることを伝える。
2. 協会けんぽに「第三者行為による傷病届」を提出する。
※**届出がすぐにできないとき**は、ご加入の協会けんぽ支部まで事故などの状況を電話で連絡し、後日できるだけ早く提出してください。

届出の詳細は 協会けんぽ　事故にあったとき 検索

健康保険を使う場合

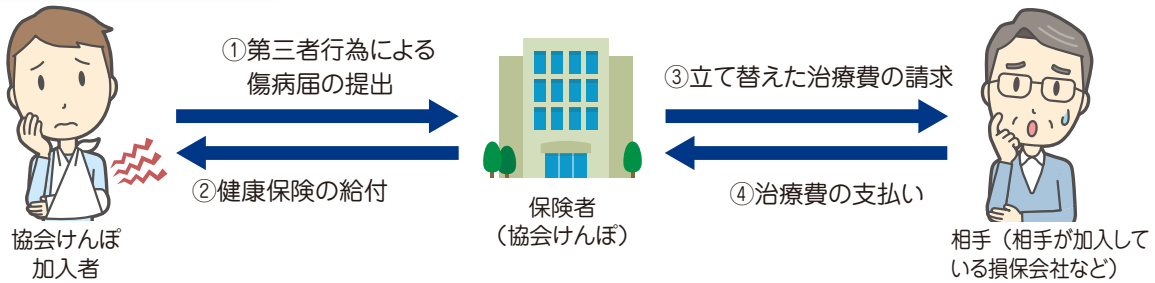

健康保険を使わない場合（本来の流れ）

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。
健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面（4,5ページ）についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ
〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
TEL：052-856-1490(代表)
●受付時間　午前8：30～午後5：15(土日祝日・年末年始を除く)

メールマガジンに是非ご登録ください。
健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録!
1 ご登録画面へアクセス
2 新規登録をクリック
3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知　メルマガ 検索

コラム ～日本の健康・世界の健康～

コロナワクチンと国際協働

名古屋市立大学看護学研究科　国際保健看護学　教授　樋口　倫代

現在（2021年6月上旬）、世界中で新型コロナウイルスワクチン接種が進行中です。ファイザー、アストラゼネカなどの大手のワクチンが2020年12月にイギリスで承認されたのを皮切りに、今年に入って各国での接種が一気に加速しています。日本でも2月17日に医療従事者などへの先行接種が開始され、対象者を徐々に広げています。

国内の状況について、政府や各自治体の対応、今後のスケジュールなどが日々報道される中、接種率が高い他の国のニュースにヤキモキしている人もいるかもしれません。一方で、ワクチン確保が困難な国々についても伝えられていることにお気づきでしょうか。

とにかく、ワクチンがなければ予防接種はできません。日本に住む私たちが接種を受けられる予定になっているのは、日本政府が3.14億回分のワクチンを確保することができたからです。この購入には、昨年9月に7,000億円、今年5月に追加分として5,100億円の支出が発表されました。では、そのような経済力のない国々に住む人たちはどうなるのでしょう。

かつて、エイズ（後天性免疫不全症候群）の治療薬をめぐって似たような議論がおこりました。症例が報告され始めた1980年代前半、エイズは死に至る病でした。原因となるヒト免疫不全ウイルス（HIV）に作用する薬（以下抗HIV薬）が1987年にはじめて発売され、その後の治療法の進歩には目覚ましいものがありましたが、2000年時点で治療を受けていたのは世界のHIV感染者の2%でした。治療可能な薬がこの世に存在しているにもかかわらず、入手可能な価格には程遠かったからです。

1995年に発足した世界貿易機関（WTO）加盟国の間で「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」が締結され、各国に医薬品特許制度の導入を義務付けました。それにより、各国で独自に安いジェネリック薬を自由に製造したり、輸入することができなくなりました。エイズが深刻だった南アフリカは、ジェネリック薬の使用が可能となるよう自国の法律改正したことにより、39の製薬会社から訴えられました。

その後、当事者をはじめ市民団体の活動もあり、2001年に製薬会社は訴訟を取り下げました。また、同年WTOは、国が公衆衛生上必要と認めれば、特許権者の承認なしでも技術を使うことができることに合意しました（強制実施許諾）。これらは大きなきっかけとなり、抗HIV薬は人々の手に届きやすいものになっていきました。すべての人が、とはまだ言い難いのですが、国連エイズ合同計画によれば、現在世界のHIV感染者の67%が抗HIV薬を服用しています。

今回世界はもっと速く反応しました。最初の新型コロナウイルス感染症（以下COVID-19）例が報告されたのは2019年12月ですが、2020年4月には「COVAX」という新型コロナウイルスワクチンを共同購入して低所得国などにも分配するしくみが設立されました。ワクチン普及を進める国際組織である「ワクチンと予防接種のための世界同盟（GAVI）」や世界連携でワクチン開発をすすめるための「感染症流行対策イノベーション連合（CEFI）」といった国際協働のしくみがあったからこそのすばやい反応でしょう。先日（6月4日）、日本政府がCOVAXに8億ドル（約880億円）の追加拠出をしたことが報道されました。日本はすでに2億ドル拠出していますから合計10億ドルで、アメリカに次ぐ拠出額とのことです。しかし、COVAXの目標は各国人口の20%分ですから、これだけではすべての人に行き渡りません。

COVAX以外にも高所得国などが独自に、もしくはグループでワクチンやその購入資金の提供を表明していますが、少し違った角度からのアプローチもなされています。世界には高所得国や民間からの拠出金や国際連帯税を資金源とする「医薬品特許プール」というしくみが2010年からあります。製薬会社が使用料と引き換えに特許権を共有するというもので、前述の強制実施許諾よりも安定的に、抗HIV薬のジェネリック薬を作ることを可能にしました。当初は抗HIV薬のみでしたが、のちにウイルス性肝炎、結核の治療薬も加わっています。医薬品特許プールは対象疾患をCOVID-19にも広げることを決め、2020年5月にはWHOとコスタリカの呼びかけで「COVID-19技術アクセスプール（C-TAP）」が発足しました。

そのような中、2020年10月に、南アフリカとインドが「世界で集団免疫が獲得できるまで、COVID-19関連の知的財産権を一時停止する」ことをWTOに要請しました。COVID-19対策技術の開発には大きな公的資金が投入されていることも背景となっています。共同提案国に支持国も含めると100カ国以上が賛同していると言われています。知的財産権がCOVID-19関連の薬や技術へのバリアとなっている根拠はない、と言った反論もあり、アメリカ、欧州連合、日本などは反対国でしたが、2021年5月5日にアメリカが賛成に回り、それに呼応する日本の動きや発言も報道されました。ただ、5月21日のG20世界保健サミットではワクチンの公平分配が確認されたものの、知的財産権停止については踏み込んだ進展がなかったことも伝えられています。

国連などのウェブサイトには「すべての人が安全になるまで、誰も安全ではない」というスローガンが掲げられています。集団としての免疫を獲得しなければならない感染症の場合のアピールとしてわかりやすいかもしれません。しかし、感染症でなくても、「誰も取り残されない」健康のためのしくみづくりが必要なのだと思います。（ジェイソンの話の続きはまたの機会に。）

インターネットによる年金相談予約の開始

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センター（オフィスを含む）において予約制による年金相談を実施しております。

従来、予約のお申し込みについては、予約受付専用電話や年金事務所等の窓口などで承っておりましたが、老齢年金のターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いた方を対象に、**インターネットでの相談予約の受付も開始**いたしました。

インターネットからのご予約は、土日祝日を含め、午前８:00 から午後11:3 0となり、機構ホームページ内の「予約相談について」のページから年金相談予約サイトへアクセス可能となります。

また、予約前日にリマインドメールを送らせていただくことにより、お客様の来訪忘れを防止する対応も実施いたします。

今後は、インターネットからのご予約の対象となる相談内容の拡大も順次検討してまいります。

[年金相談予約サイトの予約受付時間]

午前8:00～午後11:30（※メンテナンス期間は除く）

日本年金機構　予約相談　検索

※「老齢年金請求書」の受付は“誕生日の前日"から可能です。

予約制による年金相談をご活用いただくことで、お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できるだけでなく、相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応させていただくことができます。

退職して、国民年金に加入したら「国民年金基金」へ加入をご検討ください

公的な個人年金「国民年金基金」とは

国民年金基金は、自営業など国民年金の第１号被保険者の方が、自分で国民年金に上乗せできる公的な個人年金です。加入することで、自営業などの方もサラリーマン等のように『2階建て』の年金が受けられます。

● 加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方

「税金」がお得!

掛金は全額所得控除（社会保険料控除）の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

※海外居住されている方は、原則、所得控除が受けられません。

生涯お受け取り!

生涯にわたって年金を受け取ることができる終身年金なので、長い老後の生活に備えることができます。

国民年金の第1号被保険者 自営業の方 フリーで働く方

国民年金基金	上乗せ部分	厚生年金基金等
		老齢厚生年金
老齢基礎年金（国民年金）	共通部分	老齢基礎年金（国民年金）

会社員

●資料請求時に、ご予算にあわせてプランを作成し、送らさせていただきます。

資料請求・ご相談・お問い合わせは お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル9F

全国国民年金基金 愛知支部

フリーダイヤル **0120-43・63・73**

https://www.zenkoku-kikin.or.jp/

全国国民年金基金　検索

詳しくはこちら

割引券・補助券・助成券 申込募集中

2021年３月にご案内いたしましたが、引き続き会員事業所の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

①「ボウリング割引券」発行のご案内

愛知県社会保険協会の契約施設をご利用の際に、「割引券」を利用すると、お一人様２ゲーム以上のご利用で１ゲームが無料となります。

●ご利用対象者　会員事業所の被保険者とそのご家族　　●ご利用期限　2022年３月31日(木)

②「日帰り入浴利用補助券」発行のご案内

愛知県社会保険協会の契約施設をご利用の際に、「補助券」を利用すると、入浴料金の割引を受けることができます。

♨ご利用対象者　会員事業所の被保険者とそのご家族　　♨ご利用期限　2022年３月31日(木)

③「温泉宿泊助成券」発行のご案内

愛知県社会保険協会が契約している下呂温泉、ぎふ長良川温泉にご宿泊の際、「助成券」を利用すると、１泊につき500円割引となります。

♨ご利用対象者　会員事業所の従業員とそのご家族及びご同行の方（ただし、小学生以上）
♨ご利用期限　（下呂温泉）2021年12月31日(金)宿泊分まで
（ぎふ長良川温泉）2022年３月31日(木)宿泊分まで

※上記①～③の割引券等は、2021年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所に対して発行いたします。

申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。
（申込書をFAXで請求される際、必要な申込書の種類、貴事業所の名称及びFAX番号を記入してください。）

タイムズカーレンタル 優待サービスのお知らせ

愛知県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方は、タイムズカーレンタルの優待サービスが受けられます。
インターネット予約の場合に限り、レンタカー全車種が通常料金の25％OFFでご利用いただけます。
申込は愛知県社会保険協会ホームページ内の専用バナーをクリックして予約手続きを行ってください。
なお、電話、来店による予約・利用については適用されませんのでご了承ください。

会費納入のお礼　ご協力ありがとうございました

2021年度社会保険協会費の納入につきましては、多くの事業所様から早期納入にご協力いただき誠にありがとうございました。

なお、納入がお済みでない事業所様におかれましては、５月にお送りしております「払込取扱票」により、納入していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

社会保険あいち No.546
令和３年７月発行

記事提供：日本年金機構大曽根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部
発　　行：一般財団法人愛知県社会保険協会
〒456-0022
名古屋市熱田区横田１丁目11番６号　フジ神宮ビル８階
☎ 052−678−7330　URL https://www.shaho-aichi.jp/